**よくある問い合わせ**

１．申請全般について

　①　申請から認定までの期間はどれくらいかかりますか。

　　→標準処理期間は30日（他省庁等と共管の場合は45日）です。申請書に不備がある場合は、差替え等が発生し、手続きが長期化する場合あります。

　②　もし申請書に不備があったら、どうなるのですか。

　　→当局からメール・電話等でご連絡し、差替えをお願いしております。

　③　不認定になることはありますか。

　　→制度上はありえますが、書類の不備があれば差替えをお願いしているため、一度もご連絡せずに不認定となることはありません。

２．申請書の内容について

　①　申請日はいつの日付を書くのですか。

　　→基本的には申請書を作成した日を記入して下さい。

　②　個人の場合、認印や署名でもいいのですか。法人の場合はどうですか。

　　→個人の場合、いずれも結構です。

　　→法人の場合、署名は結構です。押印については法人印（実印）をお願いします。

　③　法人番号がわからないのですが。

　　→国税庁の法人番号公表サイトで調べることができます。

　④　該当する事業分野別指針がない場合、何を参照すれば良いですか。

　　→基本方針をご参照ください。

　⑤　実施期間はどのように設定すればよいのですか。

　　→原則、申請日より後に実施期間の開始となります。ただし、実施期間の開始を申請日より前の月に設定する場合は、申請日前60日以内として下さい。

⑥　事業開始後間もない場合、「５　経営力向上の目標及び経営力向上による経営の向上の程度を示す指標」の「Ａ　現状（数値）」欄はどう記入すればよいですか。

　　→「Ａ　現状（数値）」がゼロの場合や見込みを含む数値の場合、現状値と比較した目標伸び率を設定できないため、認定要件を満たさないこととなります。例えば３ヶ月分の実績を４倍して１年間に換算する等、比較可能な実績値として算出できれば認定は可能です。

　⑦　基本方針を用いる場合、「６　経営力向上の内容」の「事業分野別指針の該当箇所」はどのように記載すれば良いですか。

　　→空欄で構いません。

⑧　「８　経営力向上設備等の種類」欄は必ず記載が必要ですか。

　　→固定資産税、Ａ類型・Ｂ類型の税制軽減措置の適用を受けない場合は、記載不要です。記載する場合は、当該設備がこれらの措置の適用対象であることを示す証明書の写しをあわせてご提出下さい。